

介護医療院とは

→要介護高齢者の長期療養と生活施設であり、入所しながら医療行為を行うことができます。以下のような方が対象となります。

○長期療養（看取り・ターミナル含む）希望の方

○介護施設等への入所を検討している方（他施設待機中の方も可）

○医療行為があるため、自宅や介護施設等への退院が困難な方

※病院（地域包括ケア病棟・回復期リハビリ病棟など）からの退院の場合、介護医療院は「自宅」と同様の取扱いになるため在宅復帰扱い（在宅復帰率に計上可能）となります。

介護医療院が提供するサービス

日常生活に必要な医療処置や看護、介護、リハビリテーション、レクリエーション等を提供し、入所者の能力に応じ自立した日常生活を支援します。

当院は医師や看護師が24時間常在し、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等が対象となる**I型介護医療院**です。

施設内容

療養室の定員は4名以下とし、パーテーションを設置し入所者のプライバシーに配慮した長期療養に相応しい環境を提供いたします。

料金内容

入所者の要介護度と提供するサービス内容によって介護報酬上の単位が定められています。また合計額は「くすり代」や「おむつ代」を含んだ料金です。詳しくは料金表をご確認ください。

	負担限度 (介護保険)	基本 サービス費 (多床室)	食費	居住費	リハビリ 等の加算 (概算)	合計額 (30日)
要介護5 1割負担	4	40,860円	43,650円	11,310円	5,000円	100,820円
	3-2		40,800円	11,100円		97,760円
	3-1		19,500円	11,100円		76,460円
	2		11,700円	11,100円		68,660円
	1		9,000円	0円		54,860円

※介護負担割1割、多床室に1か月（30日）入所した場合で試算。

※その他介護保険給付対象外のサービス（衣類レンタル及び洗濯サービス代、おやつ代、理美容代、予防接種代、電気使用料、特別な療養室）を利用した場合は実費となります。

南浜中央病院介護医療院の入所対象者（ご紹介いただきたい方）

◎要介護度の認定を受けていることが条件となります（介護保険請求）

要介護 4 以上の方が優先されます。（要介護 3 以下は要相談）

医療行為の有無は問いません。特養・老健などの対象の方でも入所可能です。

また、以下は I 型介護医療院の施設基準上、一定数の入所を要します。

I 痰吸引が必要な方

（吸引回数は少なく、特に夜間の吸引回数は極力少ない方が望ましいです。）

II インスリン注が必要な方

（厳密なスケールが不要で自己注が不可能であることが基本条件になります。）

III 経管栄養（経鼻・胃ろう）の方

IV 認知症の病名のある方で、以下の①②③のいずれかの診断がある方

①悪性腫瘍 ②運動障害を呈する指定難病の一部（パーキンソン病関連疾患・脊髄小脳変性症・悪性関節リウマチ等） ③認知症の日常生活自立度Ⅲ - b 以上

*新規入所申し込み時から末梢点滴・高カロリー輸液の場合でも相談は可能ですが、受け入れ入所者数に上限があります。

*痰吸引の具体的な回数制限はありませんが、看護スタッフの人員配置の都合上、昼夜問わず吸引回数が多い方は制限をさせていただく場合があります。

入所順は診療情報提供書と患者状況確認票等を元に院内規定の点数表と施設基準に応じて決定しています。当施設のサービスをより必要とする利用者様に提供するために、申し込み順とはならず入所が前後することがあります。あらかじめご了承ください。

当院かかりつけ、あるいは当院からご紹介した患者さんの再入所に関しては上記の限りではありません。随時、ご相談ください。

南浜中央病院介護医療院へ紹介方法

- ・診療情報提供書及び患者状況確認票（当施設様式）を作成の上、貴院の連携室または相談室等を通じて南浜中央病院地域医療連携室または介護医療院へ直接ご連絡ください。（患者状況確認票は南浜中央病院ホームページ内「地域医療連携室からのご案内」の中にあります。）

ご不明な点がございましたらいつでも下記にご相談ください。

2021 年 9 月

南浜中央病院地域医療連携室 担当：南條

連絡先 TEL 0223-24-1861 FAX 0223-24-1892